

名古屋大学高等総合研究館利用公募要領

(趣旨)

第1 名古屋大学高等総合研究館利用規程第6条の規定による名古屋大学高等総合研究館（以下「高等総合研究館」という。）の利用公募に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

(応募資格)

第2 公募に応募することができる者は、研究プロジェクトの代表者である名古屋大学の教員とする。

(応募方法)

第3 公募に応募する研究プロジェクトの代表者は、応募申請書（別記様式）を管理責任者に提出しなければならない。

(審査)

第4 管理責任者は、第3に規定する申請書の提出があったときは、研究プロジェクトの審査を名古屋大学高等研究院会議（以下「高等研究院会議」という。）に諮るものとする。

2 審査は、研究プロジェクトの意義及び実施計画並びに研究スペースの必要性及び緊急性等について総合的に行うものとする。

3 管理責任者は、第1項の審査結果を研究プロジェクトの代表者に通知するものとする。

(雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、高等総合研究館の利用公募に関し必要な事項は、高等研究院会議の議を経て、総長が定める。

附 則

この要領は、平成15年6月6日から実施する。

この改正は、平成15年10月21日から実施する。